

関する記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

(準用)

**第二百七十六条** 第九条から第十五条まで、第十七条から第十九条まで、第二十七条、第三十三條、第三十五条から第四十一条まで、第五十六条、第八十八条第一項及び第二項、第二百五十四條、第二百五十七條から第二百五十九條まで並びに第二百六十一条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第二百七十六条において準用する第二百五十七條」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十一条中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。）」、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第十五条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十九条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第八十八条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第二百五十四條第二項中「福祉用具を貸与」とあるのは「特定福祉用具を販売」と、第二百五十七條中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第二百五十八條中「福祉用具に」とあるのは「特定福祉用具に」に、第二百五十九條中「福祉用具を」とあるのは「特定福祉用具を」と読み替えるものとする。

#### 第十四章 雑則

(規則への委任)

**第二百七十七条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

**第一条** この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

**第二条** 平成十二年四月一日において現に存する老人短期入所事業（介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第二十条の規定による改正前の老人福祉法（以下この条において「旧老福祉法」という。）第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業をいう。）の用に供する施設（専ら当該事業の用に供するものに限る。）又は老人短期入所施設（旧老福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設をいう。）（基本的な設備が完成されているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第五十一条第六項第一号イ及びロ、第二号本文並びに第七項の規定は適用しない。

**第三条** 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号。以下「平成十三年医療法施行規則等改正省令」という。）附則第三条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十二條の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、次のとおりとする。

一 食堂は、内のりによる測定で、療養病床における入院患者一人当たり一平方メートル以

上の広さを有すること。

- 一 浴室は、身体の不自由な者が入浴するために適したものとすること。

**第四条** 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第三条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下としなければならない。

**第五条** 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第六条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内のりによる測定で、入院患者一人当たり六・四平方メートル以上としなければならない。

**第六条** 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十一条の規定の適用を受けるものについては、同条の規定にかかわらず、機能訓練室は、内のりによる測定で四十平方メートル以上の床面積を有するほか、機能訓練を行うために必要な器械及び器具を備えなければならない。

**第七条** 平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十四条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 食堂は、内のりによる測定で、療養病床における入院患者一人当たり一平方メートル以上の広さを有すること。
- 二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するために適したものとすること。

**第八条** 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下としなければならない。

**第九条** 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第七条の規定の適用を受けている病室を有するものについては、同条の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内のりによる測定で、入院患者一人当たり六・四平方メートル以上としなければならない。

**第十条** 介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）附則第十条第一項の規定により指定特定施設入居者生活介護事業者とみなされた者が指定特定施設入居者生活介護の事業を行う指定特定施設の介護居室であつて、平成十八年四月一日において現に定員

四人以下であるものについては、第二百二十条第四項第一号イ及び第二百四十二条第四項第一号イの規定は適用しない。

**第十一条** 平成十八年四月一日において現に存する養護老人ホーム（建築中のものを含む。）にあつては、第二百四十二条第四項第一号イの規定は適用しない。

**第十二条** 平成十五年四月一日以前に指定短期入所生活介護の事業を行っている事業所であつて、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第百六号）第一条の規定による改正前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等旧基準」という。）第四百十条の十六第一項に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所であるものについては、この条例の施行後最初の指定の更新までの間は、指定居宅サービス等旧基準第九章第六節の規定の例によることができる。

2 平成十七年十月一日以前に指定短期入所療養介護の事業を行っている事業所であつて、指定居宅サービス等旧基準第五百五条の十五第一項に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所であるものについては、この条例の施行後最初の指定の更新までの間は、指定居宅サービス等旧基準第十章第六節の規定の例によることができる。

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成二十五年三月十一日

栃木県知事 福田 富一

**栃木県条例第十五号**

**指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例**

目次

第一章 総則（第一条―第四条）

第二章 介護予防訪問介護

第一節 基本方針（第五条）

第二節 人員に関する基準（第六条・第七条）

第三節 設備に関する基準（第八条）

第四節 運営に関する基準（第九条―第二十九条）

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第四十条―第四十二条）

第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第四十三条―第四十七条）

第三章 介護予防訪問入浴介護

第一節 基本方針（第四十八条）

第二節 人員に関する基準（第四十九条・第五十条）

第三節 設備に関する基準（第五十一条）

第四節 運営に関する基準 (第五十二条―第五十七条)

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第五十八条・第五十九条)

第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準 (第六十条―第六十三条)

第四章 介護予防訪問看護

第一節 基本方針 (第六十四条)

第二節 人員に関する基準 (第六十五条・第六十六条)

第三節 設備に関する基準 (第六十七条)

第四節 運営に関する基準 (第六十八条―第七十五条)

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第七十六条―第七十八条)

第五章 介護予防訪問リハビリテーション

第一節 基本方針 (第七十九条)

第二節 人員に関する基準 (第八十条)

第三節 設備に関する基準 (第八十一条)

第四節 運営に関する基準 (第八十二条―第八十五条)

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第八十六条・第八十七条)

第六章 介護予防居宅療養管理指導

第一節 基本方針 (第八十八条)

第二節 人員に関する基準 (第八十九条)

第三節 設備に関する基準 (第九十条)

第四節 運営に関する基準 (第九十一条―第九十四条)

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第九十五条・第九十六条)

第七章 介護予防通所介護

第一節 基本方針 (第九十七条)

第二節 人員に関する基準 (第九十八条・第九十九条)

第三節 設備に関する基準 (第一百条)

第四節 運営に関する基準 (第一百一条―第一百八条)

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第一百九条―第一百十二条)

第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準 (第一百十三条―第一百十六条)

第八章 介護予防通所リハビリテーション

第一節 基本方針 (第一百十七条)

第二節 人員に関する基準 (第一百十八条)

第三節 設備に関する基準 (第一百十九条)

第四節 運営に関する基準 (第一百二十条―第一百二十四条)

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第一百二十五条―第一百二十八条)

第九章 介護予防短期入所生活介護

第一節 基本方針（第二百二十九条）

第二節 人員に関する基準（第三百十条・第三百十一条）

第三節 設備に関する基準（第三百十二条・第三百十三条）

第四節 運営に関する基準（第三百十四条―第三百四十三条）

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第三百四十四条―第三百五十一条）

第六節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針（第三百五十二条・第三百五十三条）

第二款 設備に関する基準（第三百五十四条・第三百五十五条）

第三款 運営に関する基準（第三百五十六条―第三百六十条）

第四款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第三百六十一条―第三百六十五条）

第七節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第三百六十六条―第三百七十二条）

第十章 介護予防短期入所療養介護

第一節 基本方針（第三百七十二条）

第二節 人員に関する基準（第三百七十四条）

第三節 設備に関する基準（第三百七十五条）

第四節 運営に関する基準（第三百七十六条―第三百八十二条）

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第三百八十三条―第三百八十九条）

第六節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針（第三百九十条・第三百九十一条）

第二款 設備に関する基準（第三百九十二条）

第三款 運営に関する基準（第三百九十三条―第三百九十七条）

第四款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第三百九十八条―第二百二十九条）

第十一章 介護予防特定施設入居者生活介護

第一節 基本方針（第二百三十二条）

第二節 人員に関する基準（第二百三十四条・第二百三十五条）

第三節 設備に関する基準（第二百三十六条）

第四節 運営に関する基準（第二百三十七条―第二百三十八条）

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第二百三十九条―第二百二十五条）

第六節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針並び

に人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針（第二百二十六条・第二百二十七条）

第二款 人員に関する基準（第二百二十八条・第二百二十九条）

第三款 設備に関する基準（第二百三十条）

第四款 運営に関する基準（第二百三十一条―第二百三十五条）

第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第二百三十六条・第二百三十七条）

## 第十二章 介護予防福祉用具貸与

第一節 基本方針（第二百三十八条）

第二節 人員に関する基準（第二百三十九条・第二百四十条）

第三節 設備に関する基準（第二百四十一条）

第四節 運営に関する基準（第二百四十二条―第二百四十九条）

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第二百五十条―第二百五十二条）

第六節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第二百五十三条・第二百五十四条）

## 第十三章 特定介護予防福祉用具販売

第一節 基本方針（第二百五十五条）

第二節 人員に関する基準（第二百五十六条・第二百五十七条）

第三節 設備に関する基準（第二百五十八条）

第四節 運営に関する基準（第二百五十九条―第二百六十三条）

第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第二百六十四条―第二百六十六条）

## 第十四章 雑則（第二百六十七条）

### 附則

#### 第一章 総則

##### （趣旨）

**第一条** この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十条第一項第二号、第百十五条の二第二項第一号（法第百十五条の十一において準用する介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十五条の十一の規定により読み替えて適用される法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）並びに第百十五条の四第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとする。

##### （定義）

**第二条** この条例における用語の意義は、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 介護予防サービス事業者 法第八条の二第二項に規定する介護予防サービス事業を行う者をいう。

二 利用料 法第五十三条第一項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

三 介護予防サービス費用基準額 法第五十三条第二項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。）をいう。

四 法定代理受領サービス 法第五十三条第四項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。

五 常勤換算方法 事業所の従業者の延べ勤務時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

3 前二項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、この条例に特段の定めがあるものを除き、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の例による。

（指定介護予防サービスの事業の一般原則）

第三条 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

（法第百十五条の二第二項第一号の条例で定める者）

第四条 法第百十五条の二第二項第一号（法第百十五条の十一において準用する介護保険法施行令第三十五条の十一の規定により読み替えて適用される法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、この限りでない。

第二章 介護予防訪問介護

第一節 基本方針

第五条 指定介護予防訪問介護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営

むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

## 第二節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

**第六条** 指定介護予防訪問介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（指定介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第八条の二第二項の政令で定める者をいう。以下この節から第五節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が四十又はその端数を増すことに一人以上の者をサービスの提供に関する責任者（以下「サービス提供責任者」という。）としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。

4 サービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であつて、専ら指定介護予防訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

5 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第十四号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第六条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

**第七条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を、当該指定介護予防訪問介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

## 第三節 設備に関する基準

**第八条** 指定介護予防訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第八条第一項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第四節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

**第九条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第二十七条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明し、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、規則で定めるところにより当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の規則で定める方法により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(サービス提供拒否の禁止)

**第十条** 指定介護予防訪問介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

**第十一条** 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の通常の事業の実施地域（事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、速やかに、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

**第十二条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供を求められた場合は、被保険者証により、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめなければならない。

- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問介護を提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

**第十三条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていないときは、当該利用申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対し行われていない等の場合であつて、必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の三十日前までにはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

**第十四条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第三十条第九号のサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防支援事業者等との連携）

**第十五条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「介護予防支援事業者等」という。）との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対し適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（介護予防サービス費の支給を受けるための援助）

**第十六条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第八十三条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の利用者が介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供）

**第十七条** 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第八十三条の九第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画に沿った指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

（介護予防サービス計画の変更の援助）

**第十八条** 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

**第十九条** 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

**第二十条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者の介護予防サービス計画を記載した文書又はこれに準ずる文書に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を当該利用者に対し提供しなければならない。

(利用料等の受領)

**第二十一条** 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と当該指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問介護を行う場合は、これに要した交通費の額の支払を当該利用者から受けることができる。

4 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の交通費に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

**第二十二条** 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定介護予防訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対し交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

**第二十三条** 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護の提供をさせてはならない。

(利用者に関する市町村への通知)

**第二十四条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なく指定介護予防訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態を悪化させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

二 偽りその他不正な行為により保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

**第二十五条** 訪問介護員等は、現に指定介護予防訪問介護の提供を行つている時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治の医師への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

**第二十六条** 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者にこの節(前項及びこの項を除く。)及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮又は命令をするものとする。

3 サービス提供責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 指定介護予防訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。

二 利用者の状態の変化及びサービスに関する意向を定期的に把握すること。

三 サービス担当者会議への出席等により介護予防支援事業者等との連携を図ること。

四 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この項において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

五 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

六 訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。

七 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。

八 その他サービスの内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

**第二十七条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第三十一条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定介護予防訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

**第二十八条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあつてはならない。

(勤務体制の確保等)

**第二十九条** 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問介護を提供することができるよう、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問介護事業所の訪問介護員等により指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

**第三十条** 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

**第三十一条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

**第三十二条** 指定介護予防訪問介護事業所の従業者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者であつた者が、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を使用する場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を使用する場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

## (広告)

**第三十三条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

## (介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

**第三十四条** 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者が利用者に対し当該指定介護予防訪問介護事業者によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防支援事業者又はその従業者に対し金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

## (苦情処理)

**第三十五条** 指定介護予防訪問介護事業者は、その提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、その提供した指定介護予防訪問介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防訪問介護事業者は、市町村からの求めがあつた場合は、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

5 指定介護予防訪問介護事業者は、その提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第七十六條第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定介護予防訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあつた場合は、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

## (地域との連携)

**第三十六条** 指定介護予防訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

## (事故発生時の対応)

**第三十七条** 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対し連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の事故の状況及びその際に採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、第一項に規定する場合であつて、当該利用者の損害を賠償すべきときには、速やかに、当該損害の賠償をしなければならない。

(会計の区分)

**第三十八条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

**第三十九条** 指定介護予防訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間(第四号及び第五号に掲げる記録にあつては、二年間)保存しなければならない。

一 介護予防訪問介護計画

二 第二十条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 第二十四条の規定による市町村への通知に係る記録

四 第三十五条第二項の規定による苦情の内容等の記録

五 第三十七条第二項の規定による事故の状況及びその際に採った処置についての記録

3 指定介護予防訪問介護事業者は、第一項の諸記録のうち介護予防サービス費及び特例介護予防サービス費の算定に関する記録については、その完結の日から五年間保存しなければならない。

**第五節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準**

(指定介護予防訪問介護の基本取扱方針)

**第四十条** 指定介護予防訪問介護は、利用者の介護予防に資するよう、介護予防訪問介護の目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働き掛けに努めなければならない。

(指定介護予防訪問介護の具体的取扱方針)

**第四十一条** 訪問介護員等の行う指定介護予防訪問介護の方針は、第五条に規定する基本方針